

今年度の主な下請法に係る取組

平成29年9月
公正取引委員会

今年度の主な下請法勧告事案

① 山崎製パン(株)に対する件(平成29年5月10日)

(平成29年4月14日に、中小企業庁長官から下請法第6条の規定に基づく措置請求を受けた事案)

親事業者	山崎製パン(株)
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品(弁当, 麺類等)等の製造
違反行為の概要(期間)	【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 「ベンダー協賛金」, 「販売奨励金」, 「オープン販促費」等を支払わせることにより, 下請代金の額を減じていた(平成26年2月～平成29年1月)。
減額金額	下請事業者10名に対し, 総額約4622万円

② 寿屋フロンテ(株)に対する件(平成29年6月23日)

親事業者	寿屋フロンテ(株)
事業内容	自動車部品の製造業
下請取引の内容	フロアカーペット等の部材の製造
違反行為の概要(期間)	【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 ア 下請代金の額から「原低」 ^(注) を差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた(平成27年9月～平成28年8月)。 (注)下請事業者に対しコストダウンの要請を行い, 下請代金から差し引いていた金銭のこと。 イ 単価の引下げ改定を行った上で, 単価の引下げの合意日前に発注した部材について引き下げた単価を遡って適用し, 当該引下げ後の単価との差額を差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた(平成27年10月～平成28年7月)。
減額金額	下請事業者8名に対し, 総額約1870万円

③ (株)セブン-イレブン・ジャパンに対する件(平成29年7月21日)

親事業者	(株)セブン-イレブン・ジャパン
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要(期間)	【下請代金の減額(第4条第1項第3号)】 「商品案内作成代」又は「新店協賛金」を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた(平成27年9月～平成28年8月)。
減額金額	下請事業者76名に対し, 総額約2億2746万円



公取委の取組

下請法に関する講習会において、運用基準改正の内容を周知。

基礎講習会を全国において開催中
(各都道府県で1回以上開催。今年度は56回開催予定)

今後、下請取引適正化推進講習会(※1)、応用講習会(※2)を開催予定

※1 下請取引適正化推進月間である11月に、中企庁とともに全国で62回開催予定
※2 12月～3月で13回開催予定

省庁間連携の取組

他省庁と連携して、業種別ガイドライン等の周知活動を実施。

農林水産省と連携して、「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～」に関する講習会に対応(4回開催済)

経済産業省と連携して、「素形材産業取引ガイドライン」に関する講習会に対応(全国で8回開催予定)